

岐阜市福障号外
令和2年4月24日

指定放課後等デイサービス事業所 運営法人代表者 様
指定児童発達支援事業所等 運営法人代表者 様

岐阜市福祉部障がい福祉課長

障害児通所支援事業所の臨時休業にあたっての代替的なサービスの提供について(依頼)

日ごろは、本市の障がい福祉行政に対し、御理解及び御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、岐阜市では、令和2年4月10日に「新型コロナウイルス感染症非常事態」を宣言し、放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援事業所に対しまして、臨時休業を要請したところです。

さらに、岐阜県から令和2年4月17日付で「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（障害児通所支援事業所）の使用制限等の協力要請等について」が発出され、4月18日（土）から5月6日（水）の間の施設の使用制限等の協力要請が行われております。

臨時休業の際の児童への支援につきましては、令和2年4月2日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての障害児通所支援事業所の対応について」において、事業所が児童の健康管理や相談支援等を行うことは、家庭の孤立化防止や、支援が必要な状況になった際の適切な介入のきっかけとなることから重要であり、児童や保護者にかかることが想定されるストレスの緩和や、当該児童の円滑な通所再開のためにも、事業所と保護者、児童がコミュニケーションを継続することが望ましいとされ、利用者とその保護者が安心して自宅にとどまっただけのよう、保護者の理解を得つつ、個々の状況に応じた支援を実施することが求められております。

こうした代替的なサービスを実施し、その内容が居宅等においてできる限りの支援の提供を行ったと認められる場合は、報酬を算定することができますが、サービスの提供にあたっての注意点について以下のとおりまとめましたので、お知らせします。

なお、代替的なサービスを実施した際の在宅支援記録票の案をお示しいたしますので、記録を作成する際の参考としてご活用ください。

記

1. サービス提供にあたっての注意点

①代替的な支援を提供し、報酬を請求した場合も通常のサービス提供とみなされ利用者負担が発生することから、事前に保護者に説明し理解を得る必要があります。

- ②通常のサービスと同様の取り扱いになるため、報酬の請求が行えるのは1日に1事業所となります。現在の個別支援計画に位置付けられたスケジュールにそって支援を行うことが基本となりますので、複数の事業所を利用している児童の支援を行う際は、注意してください。
※通所で利用する事業所は1事業所とするよう事業所間で調整に努めてください。

2. 具体的な支援内容

- ①自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ②児童の健康管理
- ③普段の通所ではできない、保護者や児童との個別のやり取りの実施
- ④スムーズに通所を再開できるようなサポート が例示されております。

そのほかにも音声通話、動画、感染防止に留意した上での訪問の方法により個別支援計画に基づいた個別の課題等を定期的に児童に提供し、その結果に基づき、さらなる支援や相談を行う事例もございます。単なる連絡等は、サービス提供とみなされませんのでご注意ください。

3. サービス提供時の記録について

- ①サービスの相手方
- ②サービスを提供した時間（開始から終了まで）
- ③サービスを提供した職員
- ④サービスを提供した方法（電話、SNS、訪問等）
- ⑤具体的なサービスの提供内容
- ⑥児童の様子（健康具合のチェックを含む）

4. 国保連へ請求する際の注意事項

サービス提供実績記録表には、代替的なサービスを行った実時間を記入してください。また、備考欄に代替サービスの提供である旨記載するようご協力願います。

国参考通知

- 1 緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について
(令和2年4月7日付 厚生労働省 事務連絡)
- 2 新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて(4月13日版) (令和2年4月13日付 厚生労働省 事務連絡)
- 3 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報) (令和2年4月9日付 厚生労働省 事務連絡)
- 4 社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について(令和2年3月19日現在)
(令和2年3月19日付 厚生労働省事務連絡)
- 5 社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスを除く。)における感染拡大防止のための留意点について(令和2年2月24日付 厚生労働省事務連絡)
- 6 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について
(令和2年3月6日付け厚生労働省事務連絡)
- 7 社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起の周知について(令和2年3月25日付 厚生労働省事務連絡)

《障がい福祉課ホームページ掲載場所》 <https://www.city.gifu.lg.jp/item/44523.htm>
岐阜市ホームページの障害福祉サービス事業所等向けの情報一覧(新型コロナウイルス感染症)に掲載しております。

〒500-8701 岐阜市今沢町18番地 岐阜市福祉部障がい福祉課 指導係・支援係 T E L : 058-214-2136(直通) 058-214-2136(直通) F A X : 058-265-7613 E-mail : fj-shougai@city.gifu.gifu.jp
